

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日 11 月 25 日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）」が変更されたことを受け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添写しのとおり令和 4 年 11 月 29 日付けで事務連絡がありました。

つきましては、各私立学校園におかれましては、本事務連絡に記載のとおり、このたびの基本的対処方針の主たる変更内容に係る留意事項等について、これまでに発出された事務連絡等をご参照いただくとともに、これに関連して取りまとめられた、学校運営にあたって特に留意すべき点等について、併せてご確認いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させながら、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向け、必要な取組を進めていただきますようお願いいたします。

記

[学校運営に当たって特に留意すべき点等]（事務連絡抜粋）

1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針 p 20 等】

二（2）ワクチン接種の促進

「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p 25】

二（5）1）国民への周知等

「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていたが、今般の変更により当該記述が削除されました。



これを受け大阪府では、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル (R2. 12. 25 Ver. 4)」第 2 章 4. 食事時の教室や食堂の利用において、「食事中の会話を控える」としていましたが、今後は、食育等、教育的な観点から「大声での会話を控える」とします。したがって、手指衛生や、座席配置の工夫、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事場面において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能であり、「黙食」をする必要はありません。

3. その他

マスクの着用の考え方については、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしく申し上げます。

《参考：文部科学省事務連絡及び大阪府教育庁教育振興室保健体育課通知文》

- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（通知）（令和4年11月22日教保第2480号）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（通知）（令和4年11月25日教保第2490号）

【添付資料】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
令和4年11月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）
令和4年11月30日付け教保第2530号 大阪府教育庁教育振興室長 通知
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）
令和4年11月30日付け教保第2530号 大阪府教育庁教育振興室保健体育課長・市町村教育室
小中学校課長 通知
- 食事場面等における黙食等の感染対策に係るQ&A

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

村岡、橋本 (06-6941-0351 内線 4853)

幼稚園振興グループ

犬伏、菅 (06-6941-0351 内線 4816)

専各振興グループ

山本、岸良 (06-6941-0351 内線 4862)